



2020年12月25日

各位

会社名 サン電子株式会社
代表者名 代表取締役社長 木村 好己
(コード番号 6736 東証 JASDAQ)
問合せ先 取締役 内海 龍輔
(電話 052-756-5981)

株主による新株発行差止等仮処分命令の申立ての却下決定に関するお知らせ

当社が 2020 年 7 月 20 日付「株主による新株発行差止等仮処分の申立てに関するお知らせ」にて開示いたしました通り、当社株主である OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD. (以下、「本申立人」という。) より 2020 年 7 月 10 日付で名古屋地方裁判所一宮支部において 2019 年 12 月 20 日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債について発行差止の仮処分命令の申立て (以下、「本申立て」という。) を受けておりましたが、2020 年 12 月 24 日、名古屋地方裁判所一宮支部において、本申立ては却下されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 却下決定に至った経緯

当社が 2019 年 12 月 20 日付「第三者割当により発行される第 8 回新株予約権及び第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ」の通り発行した新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債 (以下、「本件新株予約権等」という。) についての新株予約権の権利行使による新株式発行に対し、本申立人より、本新株発行は著しく不公正な方法による発行に該当するとして、本申立人が名古屋地方裁判所一宮支部に対して本申立てを行ったものです。

本申立てについては、2020 年 7 月 22 日付にて本件新株予約権等の割当・発行先である投資事業有限責任組合インフレクション II 号、Inflexion II Cayman, L.P. 及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合 86 号 (以下、「割当先」という。) より、割当先が本件新株予約権等の行使により当社普通株式の発行を受けることができる地位にあること及び割当先が本件新株予約権等を行使した場合、当社が割当先に普通株式を発行しなければならない旨を主張して、独立当事者参加の申出 (以下、「本割当先申立て」という。) がされております。

名古屋地方裁判所一宮支部は、2020 年 12 月 24 日付にて、本申立て及び本割当先申立てについて、いずれも理由がないものとして却下決定行いました。

2. 却下決定があった裁判所及び年月日

- (1) 却下決定がされた裁判所
名古屋地方裁判所一宮支部
- (2) 却下決定があった年月日
2020 年 12 月 24 日

3. 本申立人の概要

(1) 名 称	OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.
(2) 所 在 地	ケイマン諸島, KY-1-1104, グランド・ケイマン, ウグランド・ハウス, 私書箱 309, メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド
(3) 代表者の役職・氏名	ディレクター フィリップ・メイヤー
(4) 所有株式数 (所有比率)	678, 220 株 (所有比率: 3.0%) (2020年3月31日現在)

4. 却下決定の内容

- (1) 債権者の本件申立てをいずれも却下する。
- (2) 参加人らの本件各申立てをいずれも却下する。
- (3) 債権者の申立費用は債権者の負担とし、参加人らの各申立費用は参加人らの負担とする。

5. 今後の見通し

本決定について、本申立人から即時抗告の申立て等がされる可能性があります。当社の対応については弁護士と協議中です。

本決定による当社の 2021 年 3 月期の業績への影響は極めて軽微であると考えておりますが、開示すべき事項が生じましたら適切に開示を行ってまいります。

以 上